

改正案	現行
<p>（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外）</p> <p>第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十八条及び第五十条において同じ。）により行われる場合にあつては、当該受益証券が証券取引所（同法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場される旨又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨を投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。第四十五条を除き、以下同じ。）に定めた証券投資信託（金銭の信託に限る。）</p> <p>二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託</p> <p>イ その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数（証券取引所に上場されている株式又は証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式）（これらに類する外国法人の株式を含む。）について多</p>	<p>（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外）</p> <p>第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 受益者の請求によりその受益証券を当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨を投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。第四十五条を除き、以下同じ。）に定めた証券投資信託（金銭の信託に限る。）</p> <p>（新設）</p>

数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものとして金融庁長官の指定するものをいう。()の変動率に一致させることを目的として当該株価指数に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用する旨

ロ その受益証券の募集に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式によって当該受益証券を取得しなければならない旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する株式(内閣府令で定めるものに限る。)と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が証券取引所に上場される旨又は証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三 その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であつて、当該受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(内閣府令で定めるものに限る。)をもって内閣府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたもの

第二十八条 法第二十七条に規定する政令で定める行為は、投資信託委託業者が募集又は私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十条において同じ。)を行った委託者指図

二 (同上)

第二十八条 法第二十七条に規定する政令で定める行為は、投資信託委託業者が募集(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。第五十条において同じ。)又は私募(証券取引法第二条

型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十条において同じ。
（を行った委託者指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

改正案

現行

<p>（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託） 第七条 令第八条第一号及び第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第二十五条第一項第一号イから八までに掲げる有価証券とする。</p> <p>2 令第八条第一号に規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。</p> <p>一 当該投資信託財産に属する有価証券は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。但し、当該有価証券の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り受益証券をもって返還することができる。</p> <p>二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。</p> <p>3 令第八条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。</p>	<p>（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託） 第七条 令第八条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第二十五条第一項第一号イから八までに掲げる有価証券とする。</p> <p>2 令第八条第一号に規定する証券投資信託の受益証券と当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。</p> <p>一 当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券は、前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をもって、それに相当する口数の当該証券投資信託の受益証券と交換するものであること。</p> <p>二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券のうち、当該受益証券の投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。</p> <p>（新設）</p>
---	---

一 その運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式（以下「各銘柄の株式」という。）（に相当するものとして運用の指図を行う投資信託委託業者が指定する一定口数の受益証券）（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。但し、当該各銘柄の株式にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者はこれに代えてこれに相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及びこれを当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二 当該各銘柄の株式について、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであること。但し、当該各銘柄の株式の評価額が取得する当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができる。

4 令第八条第二号八に規定する内閣府令で定める株式は、証券取引所に上場されている株式又は証券取引法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する外国法人の株式を含む。）とする。

5 令第八条第二号八に規定する受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものと

（新設）

（新設）

する。

一 当該投資信託財産に属する株式は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。但し、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。

イ 当該投資信託財産に属する株式にその交換を行う受益者が発行した株式又はその親会社が発行した株式が含まれる場合、それぞれ発行した株式に相当する部分

ロ 当該株式の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合、その差額に相当する部分

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する株式のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

6 第二項、第三項及び前項に規定する評価額とは、投資信託約款において定める時点における公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

7 令第八条第三号に定める証券投資信託の受益権の取得は次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一～二 (略)

(投資信託委託業の認可を受けようとする外国法人の国内における

(新設)

3 令第八条第二号に定める証券投資信託の受益権の取得は次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一～二 (略)

(投資信託委託業の認可を受けようとする外国法人の国内における
主たる営業所及び代表者)

主たる営業所及び代表者)

第八条 (略)

2 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第三号に掲げる事項の記載に当たっては、商法に規定する代表者を明示しなければならない。

第八条 (略)

2 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第三号に掲げる事項の記載に当たっては、商法(明治三十二年法律第四十八号)に規定する代表者を明示しなければならない。

投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年内閣府令第百三十三号）

改正案	現行
<p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条本文に規定する運用報告書には次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 運用状況の推移（令第八条第一号に定める証券投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と株価指数の変動との連動率を表す指標を含む）</p> <p>三 二十三 （略）</p> <p>2 10 （略）</p>	<p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条本文に規定する運用報告書には次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 運用状況の推移</p> <p>三 二十三 （略）</p> <p>2 10 （略）</p>

改正案	現行
<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号イの規定に基づき、株価指数を次のように指定する。</p> <ul style="list-style-type: none">一 日経平均株価二 東証株価指数三 日経株価指数300四 TOPIX S&P150 <p>附則</p> <p>一 この告示については、公布の日から適用する。</p>	<p>(新設)</p>